

C(Z)01-01

宮警本務第21号
宮警本総第18号
宮警本会第23号
宮警本刑総第14号
宮警本防第20号
宮警本外第39号
宮警本公第34号
宮警本企第61号
宮警学第24号
平成3年1月9日

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

宮城県警察本部長

宮城県警察官給与制度改善検討委員会設置要綱の制定について(通達)

本県警察における現行の警察官の給与体系については、給料及び各種特殊勤務手当の引上げをはじめ、平成3年4月には、公安職給料表に新たに10級制が導入されるなど、逐年、給与改善がなされているものの、警察職務の特殊性及び勤務実態に必ずしもふさわしいものとはいえず、また、総合的人材確保対策の推進を図る観点からも、警察官の給与制度の改善を総合的に検討する必要があるため、別添のとおり、「宮城県警察官給与制度改善検討委員会設置要綱」を制定し、平成2年12月27日から、「宮城県警察官給与制度改善検討委員会」を設置したので、効果的な運営が図られるよう特段の配慮をされたい。

記

1 要綱制定の趣旨

警察官の給与は、警察法第56条に基づき、都道府県の条例又は人事委員

会規則により定められるものとされている。

また、給与は、人事委員会の行う勧告に基づいて決定することとされ、この勧告は警察官にとって唯一の給与改善の機会となっている。

警察の業務は、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民生活に密着した公共性の強い使命を担っており、常に困難性及び緊急性の極めて強い性格を有しているものであることから、給与上も警察の職務の特殊性及び勤務実態を加味した給与体系が保持されるべきものであるが、現行の給与体系は必ずしもそれにふさわしいものとはなっていない状況にある。

このため、給与改善に関する「宮城県警察官給与制度改善検討委員会」を設置し、警察官の給与制度の問題点の究明及び諸対策の総合的な検討を行い、その結果に基づき、県当局に強力に働きかけるなど、給与制度改善のための効果的な推進を図ることを目的として、この要綱を定めたものである。

2 要綱の要点

(1) 委員会の任務（第3関係）

宮城県警察官給与制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）の任務は、宮城県警察官の給与制度の改善を図り、また、警察独自の給与制度の創設について検討を図るため、第3の各号に定めるものとした。

(2) 幹事会の設置（第6関係）

給与制度の改善方策を効果的に推進するため、委員会の補助機関として幹事会を設けた。

(3) 庶務（第8関係）

委員会及び幹事会の庶務担当課を明らかにするとともに、議事録の様式を定めた。

別添

宮城県警察官給与制度改善検討委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県警察官給与制度改善検討委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2 警察本部に、宮城県警察官給与制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3 委員会は、宮城県警察官の給与制度の改善を図るため、次に掲げる事項について総合的に検討し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 警察官の給与の実態把握に関すること。
- (2) 給与制度の問題点の調査分析に関すること。
- (3) 警察官の給与の改善のための施策に関すること。
- (4) 給与に対する要望調査に関すること。
- (5) その他給与の改善のための必要な施策に関すること。

(組織)

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委員 刑事部長、保安部長、警備部長、交通部長、警察学校長、
総務室長、保安部参事官（警ら担当）及び警務課長

(会議)

第5 委員会は、毎月開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、随時招集することができる。

- 2 会議は、委員長（委員長に事故あるときは副委員長）が招集し、議事を主宰する。
- 3 会議は、議事の内容により一部の委員をもって開催することができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

（幹事会）

第6 委員会の下に、委員会を補佐させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警務部長

副幹事長 警務課長

幹事 総務課長、会計課長、刑事総務課長、防犯課長、外勤課長、
公安課長、交通企画課長、企画能率官

- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときには、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めるものとする。

（報告）

第7 幹事会の会議の開催結果については、速やかに委員長に報告するものとする。

（庶務）

第8 委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において行う。

- 2 委員会及び幹事会に会議録を備え、別記様式により議事を記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年12月27日から実施する。

別記様式

会議議事録

検 討	年月日時	平成 年 月 日 () 自 時 分 至 時 分
	場 所	
	出 席 者	
	議 題 等	
検 討 内 容		

<p>検査 内容</p> <p>検査内容</p>	
<p>措置結果</p>	
<p>備考</p>	